

一部の方を除き、現況届の 提出が不要となりました！

- 児童の養育状況に変更がなければ、
下記に該当する方を除き、現況届の
提出は不要です！

～ 現況届とは ～

毎年6月1日の養育状況を把握し、以降
の児童手当等を引き続き受ける要件を満た
しているかを確認するために、毎年6月に
受給者へ送付し、必要事項を記入のうえ、
6月中に返送いただくものです。

< 現況届の提出が必要な方 >

- 配偶者（DV加害者）からの暴力等により
住民票の住所地と実際の居住地が異なる
DV避難者の方
- 里親、施設等の受給者の方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている
受給者の方
- その他、大東市から提出の案内があっ
た方

※提出がない場合には、6月分以降の手当が
受けられなくなりますのでご注意ください！

以下の変更事由があった方は、 子ども室に届け出が必要です。

- 児童を養育しなくなったとき
（離婚に伴う別居）
（児童福祉施設等への入所）
- 住所・氏名が変わったとき
- 婚姻・縁組したとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき
（例：厚生年金 ⇔ 国民年金）
- 受給者が死亡、拘禁されたとき
- 所得や扶養人数等を修正申告したとき

何か変更したときは
すぐに相談すると安心だね～！



児童手当制度の ご案内

【お問い合わせ先】
大東市 福祉・子ども部
子ども室 子ども支援グループ
〒574-8555
大東市谷川1丁目1番1号
TEL:072-872-2181(代表)
内線 3354～3356
FAX:072-872-2189

児童手当について



1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額



児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

児童を養育する父母等のうち所得が高い方の所得額が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として児童一人あたり月額一律5,000円を支給します。

【収入額の目安表を参照】➡

(以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。)

※上記の「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、毎年10月、2月、6月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

大東市では、各支払月の15日（ただし、その日が土・日・祝日にあたるときは、これらの前日）に支給します。



支払月	対象月
10月	6月分～9月分
2月	10月分～1月分
6月	2月分～5月分



収入額の目安

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

◎令和4年10月支給分から、児童手当等受給者となる方の所得額が、上記表②の所得額以上の場合、児童手当・特例給付ともに支給されません！

児童手当制度では以下のルールを適用します！



- 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になりません）。
- 児童を養育する父母等のうち、原則として、所得額が高い方が受給者となります。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に受給者を切り替えることができます。※手続き（協議中と確認できる書類が必要）
- 海外に住む父母が、日本国内で児童を養育する者を指定した場合は、その方（父母指定者）に支給します。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

申請手続きは、お早めに！



15日特例とは

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

児童手当等の詳細は大東市のホームページを見てね

